



2026年2月26日

各 位

会社名 CRAVIA 株式会社
代表者名 代表取締役社長 藤原 宏樹
(コード番号 6573 グロース)
問合せ先 取締役 CFO 野口 敦司
(TEL 03-6435-7130 (代表))

第 11 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、2026年2月26日開催の取締役会において、当社が2024年10月31日に発行した第11回新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）について、2026年2月26日時点でSAMURAI JAPAN INVESTMENTS PTE. LTD（以下「SJI」といいます。）が保有する本新株予約権の全部を取得するとともに、取得後直ちにその全部を消却すること（以下「本取得及び消却」といいます。）を本日開催の取締役会において決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本新株予約権の取得及び消却の理由

当社は、2024年10月31日付「第三者割当による第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに買取契約（第13回新株予約権につきコミット条項付）の締結に関するお知らせ」に記載のとおり、2024年11月18日にSJIほか4者を割当先とする第三者割当により第11回新株予約権を発行いたしました。SJIが保有する第11回新株予約権については、行使の促進を打診したものの十分な行使はなされておられません。

当社はSJIとの間で第11回新株予約権を速やかに行使していただき、不足分について新規条件で発行する方法など、複数の方法について協議を重ねておりましたが、合意に至ることはできませんでした。

しかしながら、本日2026年2月26日付『第11回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式及び第14・15回新株予約権の発行、定款の一部変更、並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ』（以下「2026年2月第三者割当増資開示」といいます。）の「II. 第三者割当による新株式、第14回新株予約権及び第15回新株予約権の発行 3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 資金調達方法の選択理由」に記載のとおり、SJIより、株式の引き受け及び、第11回新株予約権の当社による取得・消却する方法の提案を受けました。

早期の資金調達が喫緊の課題である当社としては、株価が行使価額を大幅に超えている状況でもないこと、新株予約権では行使の時期が割当先の裁量によるため、早期の資金調達方法として不確実性が大きいことに鑑みれば第11回新株予約権の行使を待つより、SJIの提案のとおり、SJIが保有する第11回新株予約権の全てを取得及び消却すると同時に新株式を発行することが現時点における最良の選択であると考えました。

また、別途新株予約権についての協議を進めていた「2026年2月第三者割当増資開示」にて公表した第14回新株予

約権の割当予定先である EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) (以下「EVO FUND」といいます。) から、新株予約権の引受けに際して、残存する新株予約権のうち保有数の多いものは可能な限り取得・消却することを求められていたこともあり、行使いただけない第 11 回新株予約権を取得・消却する必要性も存在しました。

SJI が保有する第 11 回新株予約権の全てを取得される新株予約権の払込金額である 1 個当たり 125 円で取得する旨の譲渡契約を SJI と締結し、2026 年 2 月 26 日時点で未行使である第 11 回新株予約権の一部を同日付で取得し、取得後直ちに消却することを決定いたしました。

なお、本取得及び消却は、2026 年 3 月 27 日開催予定の当社定時株主総会において、「2026 年 2 月第三者割当増資開示」にて公表した資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更（発行可能株式総数の増加）が承認されることなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就しない場合には、本取得及び消却は実施されません。

2. 取得及び消却する新株予約権の概要

(1)	新株予約権の名称	アジャイルメディア・ネットワーク株式会社第 11 回新株予約権
(2)	割 当 日	2024 年 11 月 18 日
(3)	発 行 し た 新 株 予 約 権 数	239,000 個
(4)	新 株 予 約 権 の 払 込 金 額	総額 29,875,000 円 (新株予約権 1 個当たり 125 円)
(5)	新 株 予 約 権 の 目的である株式の 種 類 及 び 数	普通株式 23,900,000 株 (第 11 回新株予約権 1 個につき普通株式 100 株)
(6)	行 使 価 額	1 株当たり 73.8 円
(7)	行 使 済 み の 新 株 予 約 権 の 数	30,000 個
(8)	新株予約権の残存数	209,000 個
(9)	取得及び消却する 新 株 予 約 権 の 数	取得日時時点で SJI が保有する全ての新株予約権 (本日時点の保有個数：203,000 個)
(10)	新 株 予 約 権 の 取 得 金 額	取得個数に取得される新株予約権の払込金額と同額である 125 円を乗じた金額 (本日時点の見込み金額)：総額 25,375,000 円
(11)	新株予約権の取得日 及 び 消 却 日	2026 年 3 月 30 日 (予定)
(12)	消却後に残存する 新 株 予 約 権 の 数	6,000 個 内訳 (若杉小夜香氏：1,000 個、百瀬宙成氏：5,000 個)

3. 今後の見通し

本新株予約権の取得及び消却が当期の連結業績に与える影響は軽微であると見込んでおります。

以上